


2026(令和8)年度

労働行政のとりくみ

働きがいのある香川
ひとりひとりが輝く
未来のために

 厚生労働省

香川労働局

労働基準監督署 公共職業安定所(ハローワーク)
<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>



INDEX

第1	香川労働局における行政運営にあたって	01
第2	企業の人材確保に向けた支援	04
1	人手不足対策	05
2	リ・スキリング、労働移動の円滑化	06
3	多様な人材の活躍促進	08
第3	女性活躍推進に向けた取組等	10
1	男女間賃金差異等に係る情報公表を契機とした 女性活躍推進に向けた取組及び 女性の健康上の特性に係る取組の推進等	11
2	マザーズハローワーク等による 子育て中の女性等に対する就職支援の実施	12
3	仕事と育児・介護の両立支援、 多様な働き方の実現に向けた環境整備、 ワーク・ライフ・バランスの促進	13
第4	安全に安心して働くことができる 魅力ある職場づくりに向けた取組	16
1	安全で健康に働くことができる環境づくり	16
2	総合的なハラスメント防止対策の推進	23
3	労働保険適用徴収業務の適正な運営	24
第5	賃金の引上げに向けた支援	25
1	最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、 非正規雇用労働者への支援	25

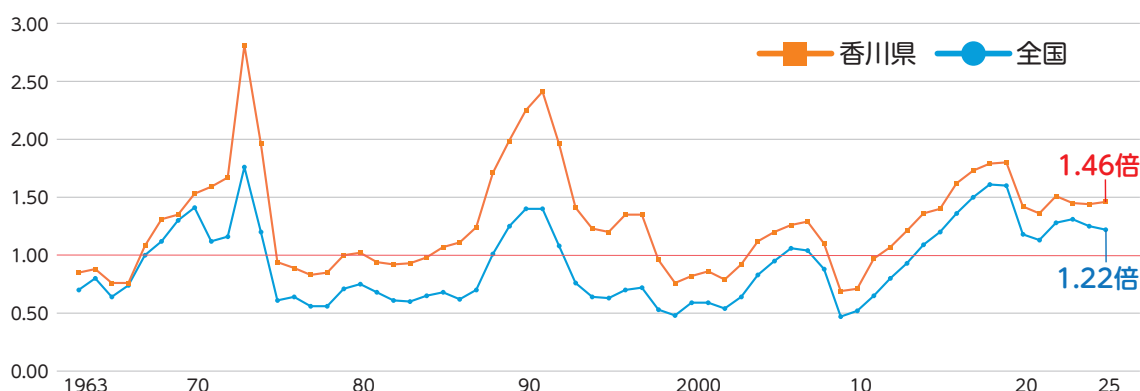
第1 香川労働局における行政運営にあたって

～働きがいのある香川ひとりひとりが輝く未来のために～

近年、我が国の生産年齢人口^(※1)は減少していますが、2025年の労働力人口^(※2)は7,004万人と10年前から約380万人増加しており、増加の9割以上が女性となっています。

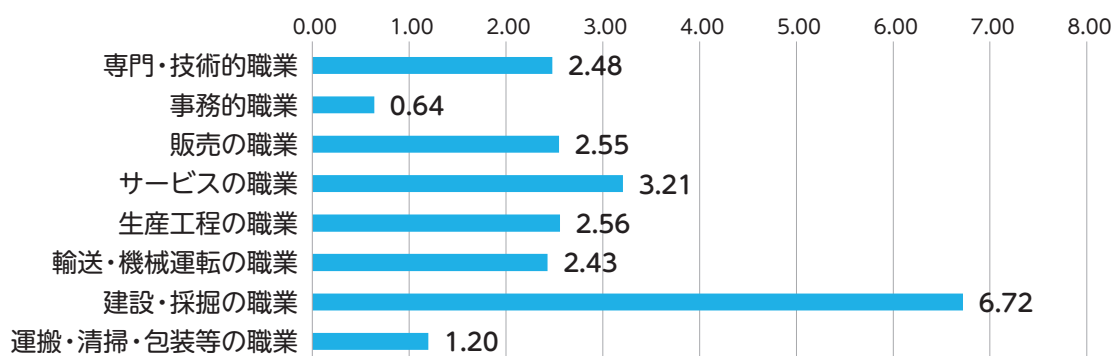
香川県では、労働力人口が減少しつつある一方、有効求人倍率は全国を上回って推移しており、2012年(平成24年)以降は1倍を超え、令和7年の香川県の有効求人倍率(原数値)は1.46倍で全国4位となっており、県内企業の「人手不足」は深刻化しています。

有効求人倍率の推移(全国及び香川、年平均)



令和7年の香川県における求人数は求職者数を約7千人上回っていますが、職種別の求人倍率をみると、「事務的職業」が1倍を下回っているのに対し、「専門・技術的職業」「販売」「サービス」「生産工程」「輸送・機械運転」「建設・採掘」などの職業では2倍を大きく上回っており、人材が不足している分野に対する人材確保の支援が重要となっています。

職業別常用有効求人倍率(令和7年12月)



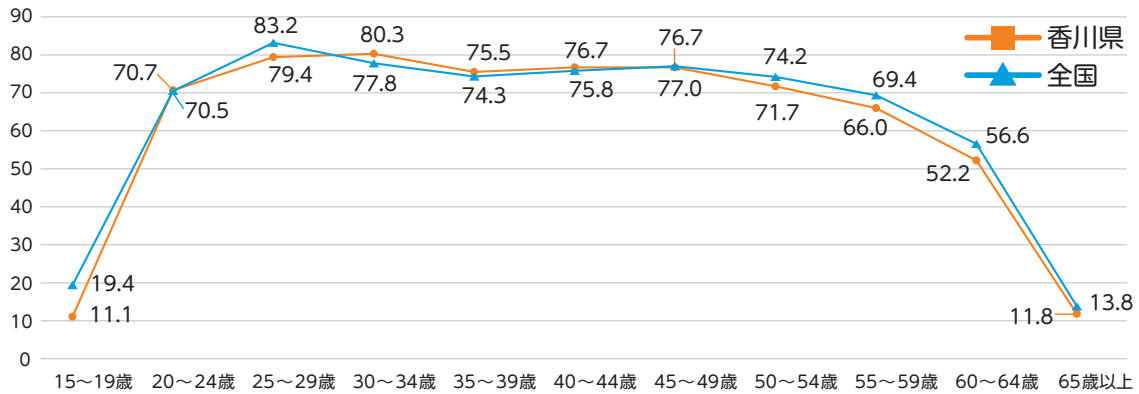
香川県における女性活躍推進の状況を見ると、女性の就業率^(※3)は50.8%(全国第35位)と全国平均を2.4ポイント下回っているほか、女性活躍推進に関する各指標は全国下位又は平均を下回っているものが多くなっています。香川県の女性の就業率を全国平均まで引き上げた場合は、女性の就業者が約1万人増える計算となり、企業の人材不足の緩和に繋がる可能性があります。



香川局
公式キャラクター
オリビィ

女性の就業率を年齢別にみると、結婚・出産を迎える時期と考えられる25～29歳、管理職登用を迎える時期と考えられる50歳以上が全国平均よりも低くなっており、仕事と家庭の両立支援や女性活躍推進等の取組を広げていく必要があります。

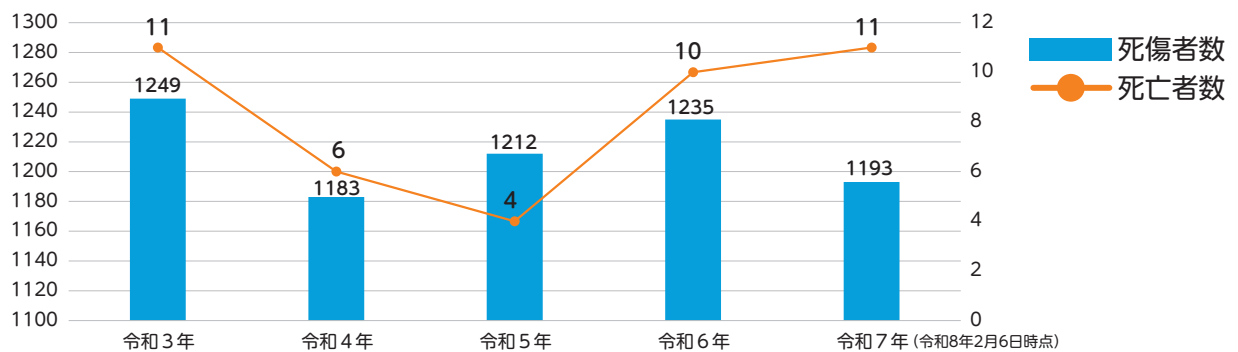
女性の年齢階級別就業率



香川県で働く方にとって、働く人の権利が守られ、安全に安心して働くことができることは、企業の人材確保・定着の観点からも大切ですが、香川県内の労働災害は増加傾向にあります。

労働災害発生状況(香川県・年別)

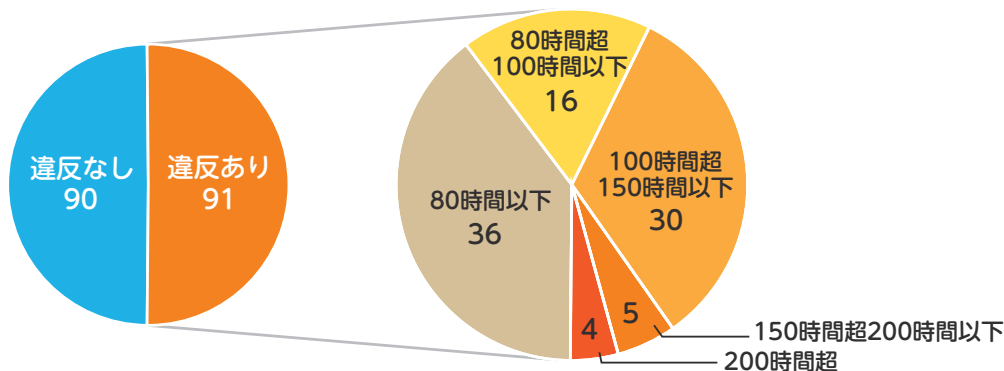
※新型コロナウイルス感染症へのり患を除く。



また、依然として過労死等の労災請求事案が発生しており、長時間労働が疑われる事業場において労働時間関係法令違反が生じている状況が見られます。

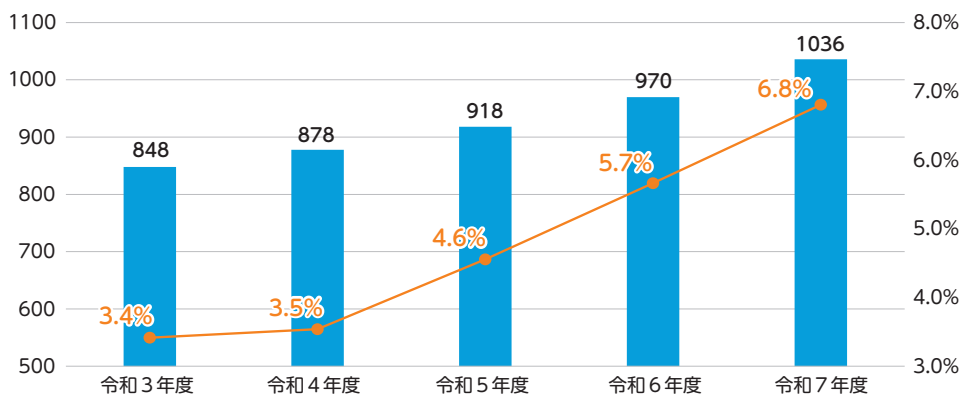
そのため、労働条件の確保・改善、長時間労働の解消、働き方改革の推進、労働災害の防止、労働保険制度の適正な運用等により、安全に安心して働くことができる職場づくりに取り組む必要があります。

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果(令和6年)



令和7年度の香川県最低賃金は過去最高の66円が引上げられ時間額1,036円となり、初めて千円を超え、春季賃金交渉では31年振りに4%台となった令和6年を上回る高水準の賃上げとなりました。

香川県最低賃金の推移 (金額・引上げ率)



多くの企業は、人材確保のための賃上げに取り組んでいる状況にあり、中小企業が生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内で低い賃金額の労働者の賃上げを行った場合に、その設備投資費用の一部を支給する業務改善助成金をはじめとして、賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者等に対する支援を実施することが重要です。

働く人達の生活を支えるためには、物価上昇を上回る賃上げが必要であり、関係機関と連携した幅広い支援策の周知、短時間労働者及び有期雇用労働者の公正な待遇 (同一労働同一賃金) の確保、非正規労働者の処遇改善に向けた支援に取り組むとともに、中小企業・小規模事業者が物価上昇を上回る賃上げを継続するための原資の確保に資する価格転嫁対策の徹底・取引適正化の推進にも取り組む必要があります。

以上のことから、香川労働局では下記項目を最重点で取り組み、香川で働く魅力を高め、発信してまいります。

最重点項目

- 企業の人材確保に向けた支援
- 女性活躍推進に向けた取組等
- 安全に安心して働くことができる
魅力ある職場づくりに向けた取組
- 賃金の引上げに向けた支援



用語の解説

(※1) 生産年齢人口……15～64歳の国内の生産活動を中心となって支える人口のこと

(※2) 労働力人口……15歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口のこと

(※3) 就業率……15歳以上の人口における就業者の割合のこと

第2 企業の人材確保に向けた支援

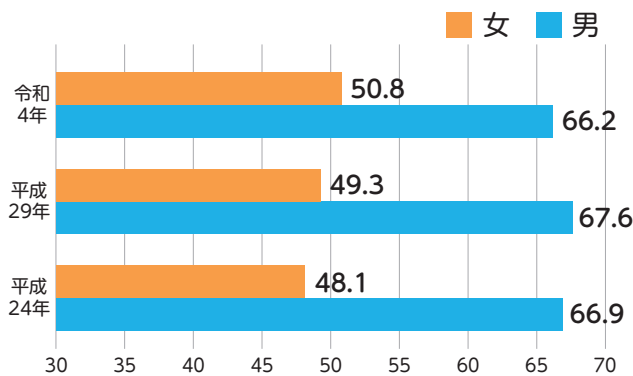
香川県の有効求人倍率は全国を上回って推移しており、令和7年12月時点において173か月連続で1倍台が続いていますが、これは1963年（昭和38年）以降で最も長い期間であり、県内の人材不足はますます深刻化しています。

令和7年12月の職業別常用有効求人倍率をみると、建設・採掘（6.72倍）が事務的職業（0.64倍）の10倍以上となっているなど分野ごとの差が大きくなっていますが、販売・サービス・生産工程においても2.5倍を超えており、建設、運輸などに加え様々な分野においても人材不足の状況がみられます。

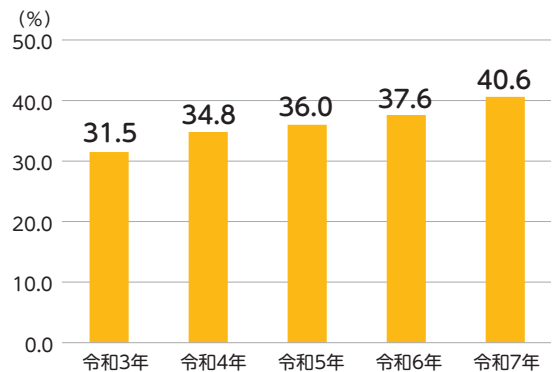
こうした人材不足を背景に、女性、高齢者、障害者及び外国人の雇用は拡大し、いずれも過去最高となっており、これら多様な人材の更なる活躍促進が重要となっています。

人材不足の解消に向けては、リ・スキリングによる労働者の能力向上、デジタル推進人材の育成、教育訓練などの人材育成もますます重要となっています。

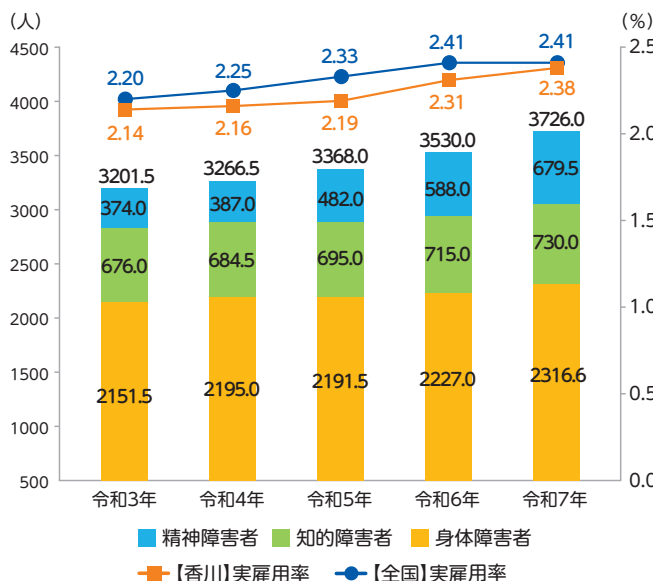
香川県 男女別有業率の推移



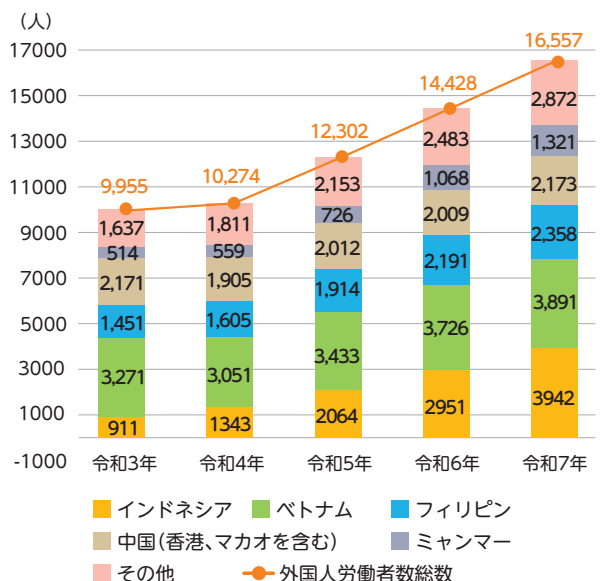
70歳までの就業確保措置の推移



障害者雇用の状況（香川県）



香川県における国籍別外国人労働者数



② リ・スキリング、労働移動の円滑化

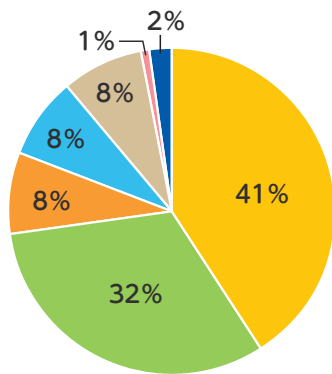
(1) リ・スキリングによる能力向上支援

① 教育訓練給付等による労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進

厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した場合に、その費用の一部を支給する「教育訓練給付制度」について、様々な機会を捉えて積極的な周知を実施するとともに、理由を問わず電子申請を行うことができることについても引き続き周知を図り、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しを支援します。

また、改正雇用保険法等により令和7年10月に創設された、雇用保険被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に訓練期間中の生活費を支援する「教育訓練休暇給付金」や、雇用保険被保険者以外の者に対して教育訓練費用と生活費を融資する「リ・スキリング等教育訓練支援融資」について引き続き周知に取り組みます。

令和6年度一般教育訓練給付受給者の訓練内容(特定一般教育訓練を含む)



- 輸送・機械運転関係 (大型自動車免許・フォークリフト等)
- 事務関係 (TOEIC・簿記等)
- 医療・社会福祉・保健衛生関係 (介護福祉士・介護初任者研修等)
- 情報関係 (ITパスポート等)
- 技術関係 (電気工事士・自動車整備士等)
- その他 (大学院等)
- 専門的サービス関係 (キャリアコンサルタント・社会保険労務士等)

② 労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すための相談支援事業等の拡充

キャリア形成・リスキリング推進事業では、引き続き、高松市に「キャリア形成・リスキリング支援センター」を、県内の各ハローワークに「キャリア形成・リスキリング相談コーナー」を設置し、キャリアコンサルタントの常駐・巡回による相談支援を行います。



③ 求職者支援制度の活用促進

雇用保険を受給できない方の安定した職業への再就職や転職を促進するため、訓練(ハロートレーニング)受講による就職可能性等を高める適切な訓練の受講勧奨を行うとともに、訓練受講者の状況に応じた効果的な就職支援によるマッチング機能の向上に係る取組を積極的に推進します。

再就職、転職、スキルアップを目指す皆さまへ

求職者支援制度のご案内

□ 求職者支援制度とは？
再就職、転職、スキルアップを目指す方が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する制度です。
※今すぐの就職ではなく、働きながらスキルアップを目指す方も対象

月10万円給付金 + **無料の職業訓練** + **就職サポート**

給付金を受給しながら訓練を受講できます
訓練期間中の生活を支援するため、収入や資産などの要件を満たした方は、給付金を受給しながら訓練を受講できます

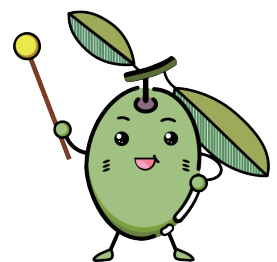
給付金の支給要件を満たさない場合も、**無料の職業訓練**を受講できます
(テキスト代などは自己負担)

訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、**ハローワークが就職活動をサポート**します

□ どういう方が利用できる？

給付金を受けずに訓練を受講する方	給付金を受けずに訓練を受講する方
<ul style="list-style-type: none"> 雇用の継続が困難な方 フリーランス・自営業を廃業した方 雇用の継続が困難が解消した方 	<ul style="list-style-type: none"> 働かずに一定の世帯収入がある方など(親と同居している学生を除く)
<ul style="list-style-type: none"> 一定額以下の収入のパートタイムで働いている方 一定額以上の収入がある方 	<ul style="list-style-type: none"> 働いていて一定の世帯収入がある方など(フリーランスで働いている方、正社員への転職を目指す方など)

厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク LL070413001



④ 公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援

デジタル分野における公的職業訓練（ハロートレーニング）については、引き続き受講希望者のニーズ等を踏まえた訓練コースの設定促進を図ります。また、ハローワークにおいては、デジタル分野に係る適切な受講につなげるとともに、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援により、再就職の実現に取り組みます。

⑤ 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の実施

正社員と比べて能力開発機会が乏しい状況にある非正規雇用労働者等が働きながら学び、キャリアアップを目指すことができる環境を整備するためのオンラインを活用した職業訓練を実施します。各機関と連携した周知に取り組むとともに、ハローワークにおいて職業相談等の就職支援を行います。

⑥ 人材開発支援助成金による人材育成の推進

人材開発支援助成金について、中高年齢者を対象とした訓練の助成や設備投資助成の新設等の周知を行い、企業内での人材育成を支援します。また、当該助成金の活用助奨にあたっては全てのコースにおいてデジタル分野における訓練の活用促進を行います。

(2) 成長分野等への労働移動の円滑化

① 地域雇用の課題に対応する地方公共団体等の取組の支援

香川労働局長と地方公共団体の首長における雇用対策協定の締結を推進するとともに、既に協定を締結している香川県、観音寺市、三豊市、東かがわ市及び坂出市のほか、令和7年10月に新たに協定を締結した小豆地域（土庄町・小豆島町）について、地域の雇用課題に対する国と地方の連携した取組などを盛り込んだ事業計画を策定のうえ、各種雇用対策に取り組みます。

さらに、善通寺市の庁舎等を活用して国と市が共同で運営する「ふるさとハローワーク」において、求人情報の提供及び職業相談・職業紹介等を着実にを行います。

このほか、市町村等が地域の特性を活かして実施する「地域雇用活性化推進事業」については、令和7年度から9年度までの間において小豆地域の「島ワークプロジェクト」が選定されているため、緊密に連携した支援に取り組みます。



② 賃金上昇を伴う中途採用者の雇用拡大を図る事業主への支援

賃金上昇を伴う中途採用者の雇用機会の拡大を図るため、中途採用者の雇用管理制度を整備したうえで中途採用の拡大を図る事業主に対して助成する早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）について、制度内容の周知を積極的に行い、活用促進に取り組みます。

早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース） をご活用ください

【申請対象となる事業主】 中途採用者の雇用管理を改善し、中途採用の拡大を図る事業主に限ります。

【申請対象となる労働者】 中途採用者の雇用管理を改善し、中途採用の拡大を図る事業主に限ります。

【A】「中途採用者拡大目標」の計算方法

以下の式(2) - (4)を20ポイント以上とする必要があります。

【B】「45歳以上の中途採用者拡大目標」の計算方法

上記(A)に加えて、以下の式(2) - (4)を10ポイント以上とする必要があります。

助成金の対象となる労働者 以下のすべての条件を満たす労働者が対象です。

- 申請事業主に中途採用により雇われた。
- 雇用契約の締結後または雇用継続後として雇われた。
- 期間の定めのない労働者（パートタイムを除く）として雇われた。
- 雇入れ日の前日から起算してその日以前1年間に、申請関係、出入り、派遣、請負または委任により当該事業主の事業で労働したことのない。
- 雇入れ日の前日から起算してその日以前1年間に、申請事業主と密接な関係にある事業主に雇用されていた記録がない。
- 雇入れ日の前日から起算してその日以前1年間に、当該事業主の事業で労働したことがある（「B」45歳以上の中途採用者の拡大）の場合のみ。

※1 新卒学生や新卒学生と同一の時期で採用された方以外を指します。また、ハローワークからの紹介による雇入れが対象となります。

※2 パートタイムは、「期間の定めなし労働者」の事業主に雇用される労働者を比較して「労働者」の数を指します。

申請の流れ

申請対象となる方を雇い入れる前に、**前日に中途採用計画の作成・提出が必須**です。

雇い入れ前

- 中途採用計画の作成
- 中途採用に関する情報の公表（常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主のみ）

中途採用計画を労働局へ提出

雇い入れ後

(A) 中途採用者の拡大

- 申請事業主が20ポイント以上向上させた
- 45歳以上の労働者が10ポイント以上向上させた
- 45歳以上の労働者の割合が5%以上向上させた

(B) 45歳以上の中途採用者の拡大

- 申請事業主が20ポイント以上向上させた
- 45歳以上の労働者が10ポイント以上向上させた
- 45歳以上の労働者の割合が5%以上向上させた

助成金支給

この他にも要件があります。詳細は「早期再就職支援等助成金ガイドブック」をご確認ください。ご不明な点は、お近くの都道府県労働局またはハローワークまでお問い合わせください。

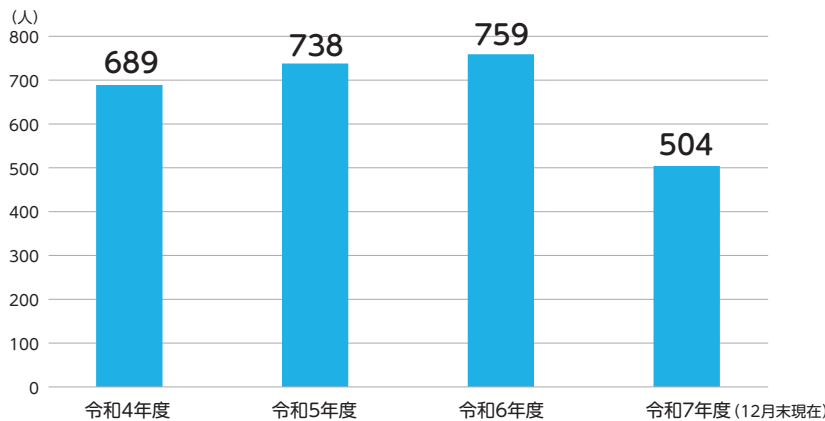
3 多様な人材の活躍促進

(1) 高齢者の活躍促進

70歳までの就労機会確保等に向けた環境整備を図るため、65歳を超える定年引き上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成を図ります。

また、65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、県内4カ所のハローワーク（高松・丸亀・坂出・観音寺）に設置する「生涯現役支援窓口」においては、高齢者ニーズを踏まえた職業生活の再設計に係る支援や効果的なマッチング支援を行います。

生涯現役支援窓口の就職件数



(2) 障害者の就労支援

法定雇用率について、令和7年4月に除外率が10ポイント引き下げられたことに加え、令和8年7月には2.7%への引上げが行われる予定です。このため、特に除外率設定業種や新たに雇用義務が生じる企業へ周知・啓発を行い、障害者の計画的な雇入れを促進します。あわせて、特に雇用義務があるにもかかわらず障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）をはじめ、障害者雇用の経験やノウハウが不足している企業等に対して、ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援を実施します。

また、労働局が委託して実施する障害者就業・生活支援センターでは、障害者の就労支援における雇用施策と福祉施策を繋ぐ機能を有しており、その役割は一層重要となっていることから、就業面及び生活面における一体的な支援を実施します。

(3) 外国人求職者への就職支援

① 外国人求職者等に対する就職支援

ア 外国人留学生等に対する相談支援の実施

しごとプラザ高松における「留学生コーナー」を中心に大学のキャリアセンター等と緊密に連携し、留学生の県内・国内就職の促進のため、留学早期からの就職準備に向けたガイダンスや面接会の実施、インターンシップ等の情報提供も含めた就職支援を実施します。

イ 定住外国人等に対する相談支援の実施

定住外国人等が多く所在する地域を管轄するハローワーク高松（外国人雇用サービスコーナー）において、専門相談員による職業相談や、個々の外国人の特性に応じた求人開拓等により、早期再就職支援及び安定的な就労の確保に向けた支援を実施します。

日本に就職を希望する外国人留学生のみなさんへ

無料で

専門の相談員が、就職に関する様々な支援を行います

対象となる留学生

日本語能力や日本の職場慣行の理解が一定程度あり、日本人学生と同じ支援内容でも就職活動の継続に問題がないと判断される留学生

☎電話でご予約の上、来所ください ☑在留カードをお持ちください

就職までのいっかん支援

- 求人情報の提供: 全国の最新求人を探すことができます
- 応募書類の添削: 応募書類の書き方をアドバイスします (予約制) ☎
- 模擬面接指導: 模擬面接を行います (予約制) ☎
- 就職面接会・セミナー: 留学生対象の合同就職面接会やセミナーをご案内します
- 職業適性・セルフチェック: 診断ソフトで適性のヒントを見つけられます
- 臨床心理士によるカウンセリング: 臨床心理士に相談ができます (予約制) ☎
- 就職後の職場定着支援: 就職後も仕事に関する相談ができます

詳しくは 高松新卒応援ハローワークへ ☎087-823-8609

加えて、近年、高卒求人数の増加により、高等学校等での負担が大きくなっているため、ハローワークと高等学校等との連携強化を図るとともに、特に就職支援のノウハウが十分でない高等学校等を重点的に支援します。

(6) 雇用保険制度の適切な運営

雇用保険について、雇用失業情勢や働き方の多様化の進展等制度を取り巻く諸情勢に的確に対応し雇用のセーフティネットとしての役割を果たすため、給付業務では雇用保険受給資格者の早期再就職の実現に向けた適正な給付を行うとともに、適用業務ではオンライン申請の利用促進や未手続事業・労働者の把握・解消に向けた計画的な取組を行います。

特に、求職者及び事業主における雇用保険手続きの更なる利便性の向上のため、オンライン失業認定及びマイナポータルを通じた離職者への離職票の直接交付について普及に向けた周知広報に取り組みます。

さらに、令和9年1月から、現状では電子での手続きが可能でない申請等についても、電子申請を可能とする手続きの改善等を図ることとしており、また、令和10年10月から施行される雇用保険被保険者資格の適用拡大に向けて、円滑な導入を図るための周知広報に取り組みます。



経済団体への要請の様子

第3 女性活躍推進に向けた取組等

「第2 企業の人材確保に向けた支援」でみたとおり、香川県の人材不足は深刻ですが、女性の就業率は全国35位(50.8%)と低く、女性が希望を持って働くことができる環境づくりを進めることが、企業の人材確保の観点からも重要となっています。

女性活躍推進に関する各指標は全国下位となっているものが多く、特に全国33位(11.3%)となっている女性管理職の比率を引き上げ、全国28位(76.2%)となっている男女間賃金格差の解消に向けた取組が不可欠です。

また、女性の就業率は、結婚・出産を迎える時期と考えられる25～29歳に全国平均を下回っており、仕事と家庭の両立支援に向けて取り組むことも重要です。

さらに、男女間賃金差異と女性管理職比率の公表義務を従業員数101人以上の企業に拡大する改正女性活躍推進法が令和8年4月1日に施行され、その周知を図るとともに同法に沿った取組を進めていく必要があります。

香川県の女性活躍推進に関する指標

項目	率	全国との差	順位
女性の就業率	50.8%	▲ 2.4%	35位
管理職に占める女性の割合	11.3%	▲ 0.3%	33位
男女間賃金格差	76.2%	+1.4%	28位

① 男女間賃金差異等に係る情報公表を契機とした女性活躍推進に向けた取組及び女性の健康上の特性に係る取組の推進等

令和7年6月に改正女性活躍推進法が成立し、常時雇用する労働者数101人以上の事業主に男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表が令和8年4月1日から義務付けられたことから、その改正内容及び要因分析と「説明欄」の活用の重要性について労使に十分に理解されるよう周知に取り組み、あわせて「女性の活躍推進企業データベース」の積極的な活用勧奨を図ります。

また、男女間賃金差異は、募集・採用、配置・昇進・昇格、教育訓練等における男女差の結果として現れるものであることから、これらの男女差が性別を理由とした差別的取扱いに該当しないか等について、計画的な報告徴収等の実施により確認し、改正法の内容も含めた女性活躍推進法の確実な履行確保を図ります。

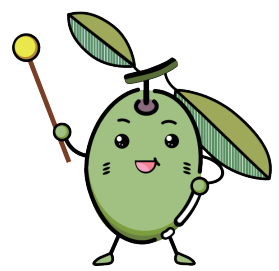
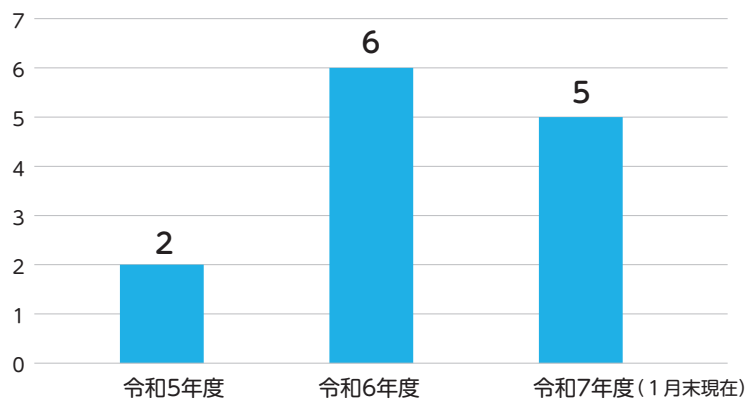
男女間賃金差異の公表状況(令和7年12月末現在)

対象企業数	公表企業数	進捗率
111社	111社 ・更新済み 106社 ・未更新 5社	公表率 100.0% 更新率 95.5%

さらに、女性が健康で能力を発揮できる職場環境整備を進めるため、改正法を踏まえて改正された事業主行動計画策定指針に基づき企業の取組を促すとともに、これまでの「えるぼし」及び「プラチナえるぼし」認定制度の周知と取得勧奨も引き続き行い、新設された「えるぼしプラス」認定制度の周知と取得勧奨、両立支援等助成金「不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース」の活用を通じて女性の健康課題への取組を推進します。



えるぼし認定件数の推移



なお、香川労働局では、令和7年度は、新たに認定された企業に対し、認定通知書交付式を行い、あわせて香川労働局長との対談により企業の代表者から女性活躍推進に向けた取組の意見をいただきました。令和8年度は、認定企業に、香川労働局長が訪問することにより、現場で活躍している女性労働者等に、女性活躍に向けた意見等を直接伺い、好事例として収集し、各企業がより一層、女性活躍推進に向けた取組を行えるよう情報を発信します。



認定通知書合同交付式の様子



香川労働局長合同対談の様子

女性の活躍推進企業 データベース

働く場所は、
わたしが見つかる。

女性活躍推進法に基づき、
全国の企業が女性の活躍状況に関する
情報・行動計画を公表しています。

ログイン方法ユーザーガイド

現在の登録企業数
37,875社
(データ公表企業)
52,647社
(行動計画公表企業)

女性活躍推進法に基づく行動計画、自社の女性活躍に関する情報を、
「女性の活躍推進企業データベース」で公表しましょう!

2 マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施

子育て中の女性等を対象としたハローワークの専門窓口(マザーズコーナー)において、一人ひとりの求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施するとともに、地域の子育て支援拠点や関係機関と密接に連携して、潜在的求職者に対するアウトリーチ型支援を実施します。また、仕事と子育ての両立がしやすい求人確保及び各種就職支援サービスのオンライン化を推進します。さらに、ホームページやSNSを活用した情報発信を強化することで、利用者の増加及び各種支援サービスの周知を図ります。



しごとプラザ高松 マザーズコーナー
子育てをしながら
働きたい
相談無料
なんと! 95%以上!

しごとプラザのおしごとの相談・紹介

- 自分に合った仕事はありますか?
- 子育てしながらの働き方はありますか?
- 子育てしながらの働き方に関する相談はありますか?
- 子育てしながらの働き方に関する相談はありますか?
- 子育てしながらの働き方に関する相談はありますか?
- 子育てしながらの働き方に関する相談はありますか?

豊富な求人情報の提供
履歴書や職務経歴書の添削
面接練習模擬面接も!

有機的に連携され、一層の効果を上げられるよう、実務的な仕事と介護の両立支援の具体化に関する事業主や雇用管理者のための支援ツールを厚生労働省HPに掲載しているところ、企業の同支援ツールの利用を促進します。



⑤ 次世代育成支援対策の推進

次世代育成支援対策推進法（以下、次世代法という。）について、

有効期限を10年延長した上で、常時雇用する労働者数101人以上の企業に対し同法に基づく一般事業主行動計画策定・変更時に、育児休業等の取得状況及び労働時間の状況等に係る状況把握・数値目標の設定を義務付けること等を内容とする改正について労使に十分に理解されるよう、労使団体等と連携して周知に取り組み、着実な履行確保を図ります。

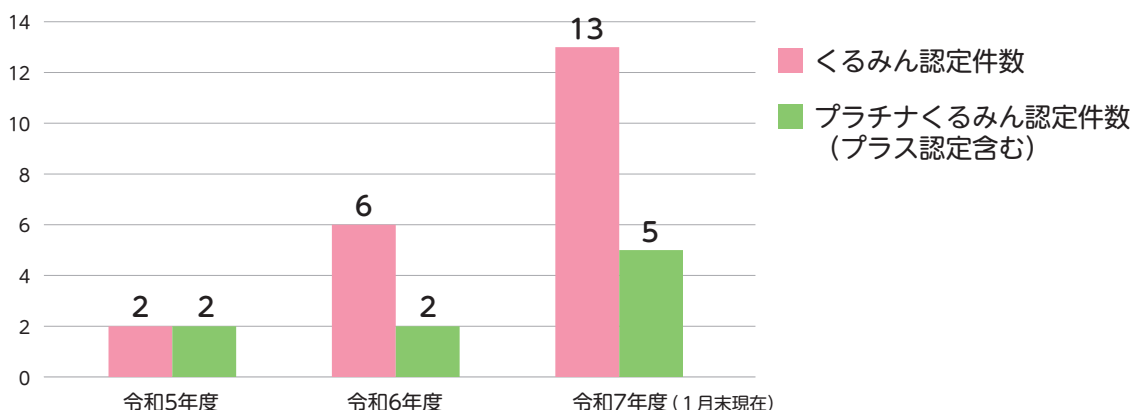
次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定等については、各企業の実態に即した計画の策定を支援するとともに、常時雇用する労働者数101人以上の義務企業の届出等の徹底を図ります。

あわせて、令和7年4月から「くるみん」、「プラチナくるみん」及び「トライくるみん」の認定基準が引き上げられたこと等を踏まえ、省令の改正内容についても引き続き周知するとともに、新基準を満たした認定の取得促進に向けた働きかけを行います。

くるみん等認定マーク



くるみん・プラチナくるみん等認定件数の推移



なお、香川労働局では、令和7年度は、認定された企業に対し認定通知書交付式を行い、あわせて香川労働局長との対談により、企業の代表者から仕事と育児の両立に向けた取組の意見をいただきました。令和8年度は、認定企業に、香川労働局長が訪問することにより、育児休業を取得した等の育児と仕事を両立している労働者等に、育児と仕事の両立についての意見等を直接伺い、好事例として収集し、各企業がより一層、育児と仕事の両立に向けた取組を行えるよう情報を発信します。

第4 安全に安心して働くことができる 魅力ある職場づくりに向けた取組

県内の労働基準監督署では労働基準関係法令に係る監督指導等に取り組んでいますが、長時間労働が疑われる事業場、自動車運転者や外国人技能実習生を雇用する事業場などに対する監督指導結果をみると、依然として労働基準関係法令違反等の問題がみられます。

また、香川県内の労働災害は増加傾向にあり、雇用が増加している高年齢労働者や外国人労働者に係る災害も増加しています。

以上のことから、人材の確保・定着に向けて、労働者が安全に安心して働くことができる魅力ある職場づくりに取り組むことが重要となっています。

1 安全で健康に働くことができる環境づくり

(1) 長時間労働の抑制

① 長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導を引き続き実施します。



労働局長等による長時間労働削減等に積極的に取り組んでいる企業（ベストプラクティス企業）への訪問（令和7年11月）



「過重労働解消キャンペーン」の一環として、県内の経営者団体・労働組合等に働き方改革の実現に必要な取組等が実施されるよう周知・啓発等の協力を要請（令和7年10月）

② 中小企業・小規模事業者等に対する支援

「香川働き方改革推進支援センター」のワンストップ相談窓口が実施する個別相談やセミナーなどを通じて、企業の実情に応じた労働時間制度の運用など、基本的な労務管理体制に問題を抱える中小企業・小規模事業者に対するきめ細かな支援に連携して取り組みます。

また、事業主等が、労働時間等を多様な働き方に対応したものへ改善すること

NEXT WORK STYLE

魅力ある職場づくり
お手伝いします

働き方改革に関する取り組みをワンストップで支援します

例えば、このようなこと

- 企業の実態に適した労働時間制度の提案
- 業種に応じた業務プロセス等の見直し方法
- 利用できる国の助成金の紹介

社会保険労務士があなたの会社を訪問して「働き方改革」を支援します

相談無料 オンライン対応可能 秘密厳守

香川働き方改革推進支援センター

受付時間：平日 9:00～17:00
☎ 0120-000-849

令和7年度「働き方改革推進支援助成金」
労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内

令和2年4月1日から、中小企業に、特別労務上の上限規制が適用されています。このコースは、生産性を向上させ、労働時間の短縮や年休取得の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の労務管理を支援します。ぜひ活用ください。

誰が利用できる助成金の活用事例

<p>企業の課題</p> <p>新たな機械・設備を導入して、生産性を向上させたい！</p>	<p>助成金による効果</p> <p>労働時間を短縮するための設備・機材などを購入</p>	<p>改善の状況</p> <p>新たな設備・機材を導入して生産性を向上させたい！</p>	<p>助成金の活用事例</p> <p>労働時間短縮や年休取得の促進に向けた環境整備</p>
--	--	---	--

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

届出内容については詳しくは、事業場をご参照ください。

ご不明な点やご質問ございましたら、企業の所在地を管理する都道府県労働局 雇用環境・均等部または 雇用環境・均等部にお知らせください。

電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら <https://www.aprcs.portal.go.jp/>

(2025.4)


ができるよう、生産性を高めながら労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、働き方改革推進支援助成金による支援を行うとともに、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行います。

③ 令和6年度適用開始業務等への労働時間短縮に向けた支援


令和6年度から適用が開始した建設業、自動車運転者、医師に係る時間外労働の上限規制の遵守には、施主や荷主といった取引関係者を含む国民全体の理解を得ることが重要です。

そのため、引き続き、令和5年の「香川働き方改革共同宣言」に基づき、共同で宣言を行った各団体とともに、産業界における商慣行の見直しや県民等の協力を促します。具体的には、県民に向けて、荷物の配達、医療機関に行くときなど様々な場面において、働く人の長時間労働を招かないよう、「3つのしない配慮」を行うことを呼びかけ、理解を得ていきます。また、企業に対し、長時間の荷待ちなど、取引先等に長時間労働を生じさせる行為を行わないように求めています。

香川労働局 特設ページ
はたらきかたスメ!



香川労働局 特設ページ
働く人のため今すぐ「3つのしない配慮」にご協力ください!



県民のみなさまへ



医師のために

診療時間内に受診や病状説明を受けましょう

救急外来の
コンビニ受診は×

私たちの暮らしを支えるのは
私たち自身です

妨げない 増やさない 配慮
勤務 時間外にさせない 配慮

働く人のため今すぐ

3つのしない配慮

にご協力ください!

あなたの行動が長時間労働を招いているかも?

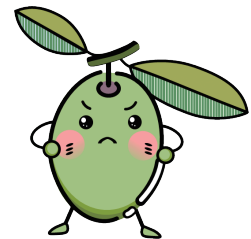


荷物の配達で

宅配ボックスや置き配を利用しましょう

建設関係者のために

工期は遅れることもあります



④ 長時間労働につながる取引環境の見直し

監督指導の結果、中小受託事業者等の労働基準関係法令違反の背景に、委託事業者等の中小受託取引適正化法等の違反が疑われる場合には、本省を通じて、中小企業庁、公正取引委員会及び国土交通省に通報します。

(2) 労働条件の確保・改善対策

① 法定労働条件の確保等

管内の実情を踏まえつつ、事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制を確立し、これを定着させるために、監督指導により労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、重大・悪質な事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処します。

監督指導実施件数及び司法処分件数

	令和6年度	令和7年度 (1月末現在)
監督指導実施件数	1,597 件	1,177 件
司法処分件数	4 件	14 件



② 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

ア 外国人労働者

技能実習生や特定技能外国人等の外国人労働者については、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対して重点的に監督指導を実施し、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められる事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処します。

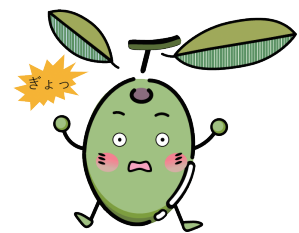
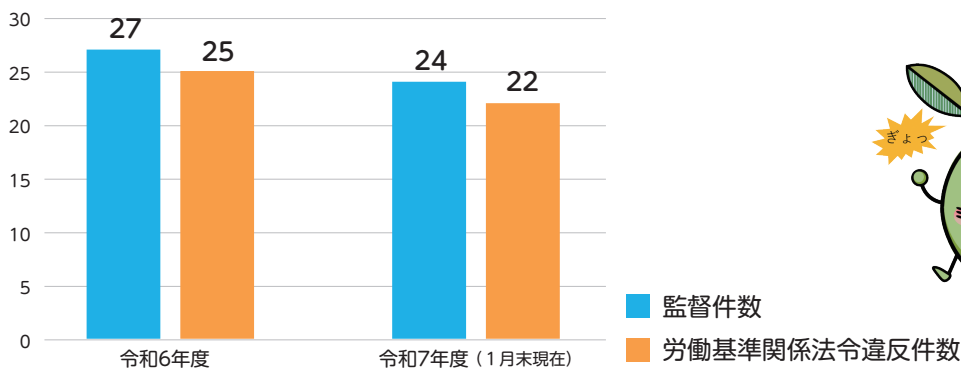
外国人労働者向け相談ダイヤル（平日昼間、13 外国語）
労働条件相談ホットライン（夜間・土日祝、13 外国語+日本語）



イ 自動車運転者

自動車運転者については、違法な長時間労働等が疑われる事業場に対する確に監督指導を実施する等、必要な対応を行います。

自動車運転者に係る監督指導結果



ウ 障害者である労働者

障害者虐待防止の観点も含め、障害者である労働者の法定労働条件の履行確保を図るため、障害者である労働者を使用する事業主に対する啓発・指導に努め、問題事案の発生防止及び早期是正を図ります。

③ 「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進

「労災かくし」の防止に向けた周知・啓発を行うとともに、引き続き、関係部署間で連携を図りつつ、「労災かくし」事案の把握及び調査を行い、「労災かくし」が明らかになった場合には、司法処分を含め厳正に対処します。

(3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

① 改正労働安全衛生法等の円滑な施行に向けた周知徹底等

令和7年5月に労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が公布され、段階的に施行されることから、円滑な施行に向けた周知と履行の確保に取り組みます。また、改正労働施策総合推進法により努力義務となった治療と就業の両立支援の推進のため、指針の内容についての周知啓発や、事業主等に対する指導・援助等に取り組みます。



② 第14次労働災害防止計画に基づく取組の推進

ア 高齢労働者の労働災害防止対策及び労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

令和8年4月1日から高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善や作業の管理等の措置が努力義務とされたところであり、「高齢者の労働災害防止のための指針」の周知・指導並びに「エイジフレンドリー補助金」の周知を図ります。また、労働者の作業行動に起因する労働災害（行動災害）の防止のため、リーフレット等を活用した周知・指導を徹底するとともに、企業における自主的な安全衛生活動の導入を支援する取組等により対策の促進を図ります。

令和7年の香川県における年齢別労働災害発生状況（2月6日時点の速報値）

	全災害(件)	うち 転倒災害(件)	転倒災害が 占める割合(%)
20歳未満	25	1	4.0%
20歳～29歳	159	23	14.5%
30歳～39歳	137	14	10.2%
40歳～49歳	217	36	16.6%
50歳～59歳	311	80	25.7%
60歳～69歳	241	88	36.5%
70歳以上	103	51	49.5%
合計	1,193	293	24.6%



イ 外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

外国人労働者が容易に理解できる視聴覚教材等を活用した効果的な安全衛生教育の実施や、視覚的に示す安全表示等を活用した労働災害防止対策を推進します。

ウ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

令和7年5月から注文者が配慮すべき事項が明確化されたほか、令和8年4月からは建設業、造船業、製造業の元方事業者が行う統括管理の対象等に個人事業者等を含む作業従事者が追加されるとともに、注文者や機械等貸与者等が講ずべき措置の対象に個人事業者等を含めることとなったところから、これら措置の履行確保に取り組みます。また、令和9年1月から個人事業者等の災害報告制度が創設されること、同年4月から個人事業者等自身が講ずべき措置や、業種を問わない混在作業での措置が新たに義務付けられることから、その履行確保に向けた周知に取り組みます。あわせて、令和6年5月28日に策定された「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」についても周知・啓発を図ります。

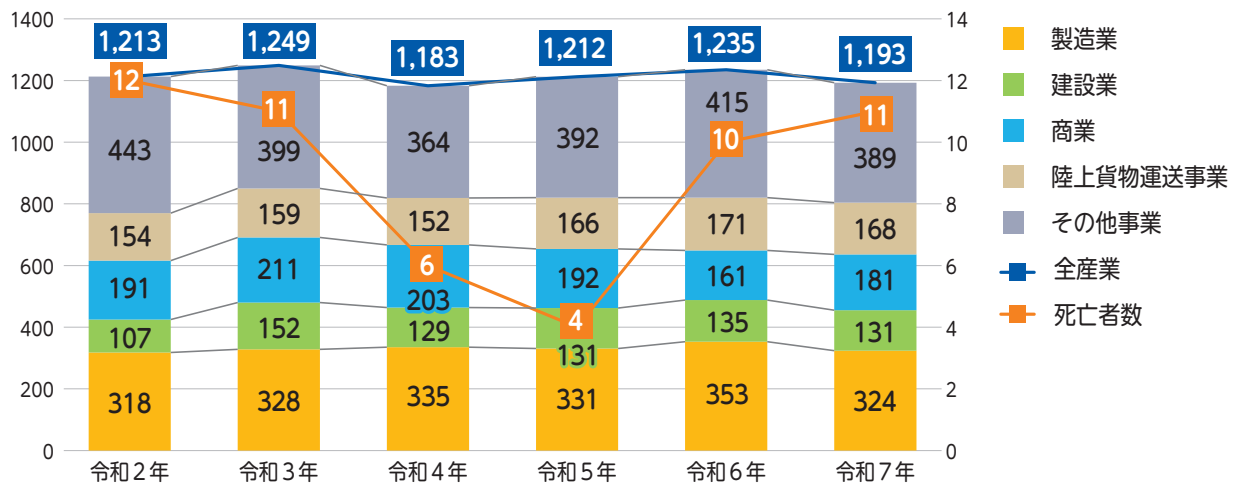
エ 業種別の労働災害防止対策の推進

製造業については、機械災害の防止のため、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」及び「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく機械製造時及び使用時のリスクアセスメントの確実な実施を促進します。

建設業については、墜落・転落災害防止のため、関係法令やガイドラインについて周知、指導を行います。

陸上貨物運送事業については、荷役作業での労働災害を防止するため、荷主等も含め、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知を行い取組の促進を図ります。

労働災害発生状況の推移



※令和7年の数値は、令和8年2月6日時点の速報値

※グラフ上の死傷者数は新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの
新型コロナウイルス感染症へのり患による死傷者数

令和2年 40人、令和3年 77人、令和4年 1,126人、令和5年 438人、令和6年 254人、令和7年 66人



香川労働局長と香川県知事による
建設現場の安全衛生パトロール



オ 労働者の健康確保対策の推進

(ア) メンタルヘルス対策及び過重労働対策等

長時間労働者に対する医師による面接指導やストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策などの労働者の健康確保の取組が各事業場で適切に実施されるよう、引き続き指導等を行います。また、50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施の義務化を見据え、「小規模事業場ストレスチェック実施マニュアル」と併せて、県内の小規模事業場への周知を行います。

(イ) 産業保健活動の推進等

香川産業保健総合支援センターが行う産業医等の産業保健スタッフや事業者向けの研修、メンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援対策の個別訪問支援、県内各地域産業保健センターによる小規模事業場への医師等の訪問支援等について利用勧奨を行います。



香川産業支援センターと共催で実施した香川健康づくり推進セミナー



講演会場の様子



体験コーナーの様子



展示コーナーの様子

(ウ) 治療と就業の両立支援の推進

改正労働施策総合推進法に基づき、事業主の努力義務となった治療と就業の両立支援の取組の促進のため、「治療と就業の両立支援指針」等の周知・啓発を行うとともに、「香川県地域両立支援推進チーム」における取組を計画的に推進し、両立支援に係る関係者の取組を相互に周知・協力する等により、県内の両立支援に係る取組の効果的な連携と一層の促進を図ります。



香川県地域両立支援推進チーム会議

カ 化学物質等による健康障害防止対策

(ア) 化学物質による健康障害防止対策の推進

令和8年4月から、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、SDS等による危険性・有害性情報の通知事項のうち成分名について代替名等の通知を認めることとされたことから、事業者に対し、緊急時の対応等を含めた当該制度の適切な運用について周知・指導します。あわせて令和8年10月から、個人ばく露測定については必要な講習を修了した作業環境測定士などによる実施が義務付けられることから、これらの周知・徹底に取り組みます。

また、化学物質の譲渡・提供者による危険・有害性情報の表示及び通知の交付等や事業者によるリスクアセスメントの実施の履行確保に取り組みます。この際、必要な取組について業種別マニュアルの周知・活用を図ります。

(イ) 石綿による健康障害防止対策の推進

解体等対象建築物等に対応した講習の修了者による石綿等の使用の有無に係る事前調査の実施の徹底を図ります。特に令和8年1月からは、監督署への事前調査結果の報告に際し、事前調査を実施した者が修了した講習の区分の報告を求めており、その徹底を図ります。また、石綿障害予防規則に基づく石綿除去等作業時におけるばく露防止措置の徹底、並びにリフォーム等も含む解体等工事の発注者への制度の周知を図ります。

(ウ) 熱中症予防対策の推進

令和7年6月に施行された改正労働安全衛生規則により、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処するため、熱中症の自覚症状がある場合等の報告体制の整備、重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及びこれらの関係労働者への周知の措置を事業者に義務付けたところであり、引き続き、改正内容の周知及び履行確保を図ります。また、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」(仮称)の周知を行います。

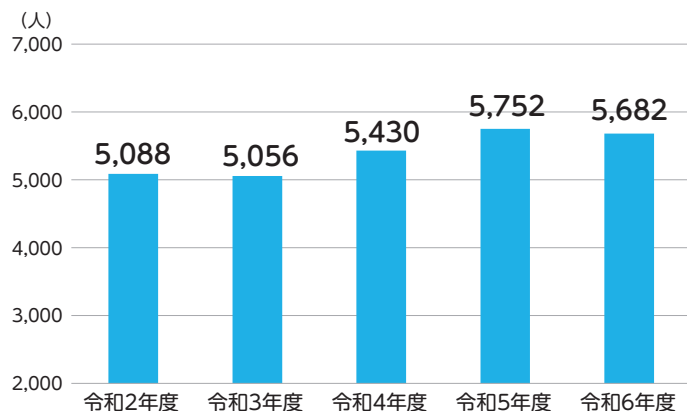
(4) 労災保険給付の迅速・適正な処理

労災保険給付の請求については、標準処理期間内に完結する迅速な事務処理を行うとともに、認定基準等に基づいた適正な認定に万全を期します。

特に社会的関心が高い過労死等事案をはじめとする複雑困難事案は、認定基準等に基づき、迅速・適正な事務処理を一層推進します。

また、労災保険の窓口業務については、引き続き、相談者等に対する丁寧な説明や 請求人に対する処理状況の連絡等の実施を徹底します。

労災保険(業務災害・通勤災害)新規受給者の推移



一口メモ

労災保険相談ダイヤル ナビダイヤル 0570-006031

【受付時間】 月～金 9:00～17:00(土・日・祝日、年末年始はお休みします。)

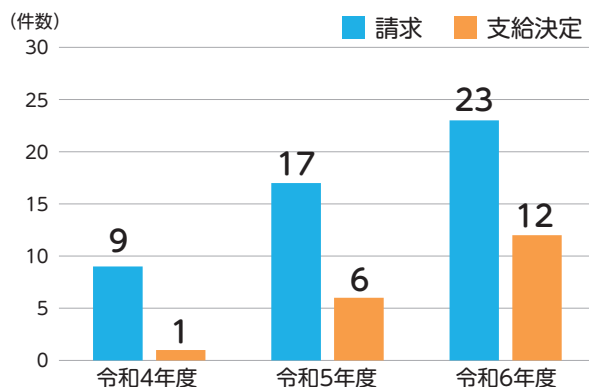
※ご利用の際は、通話料がかかります。

たとえば、こんな疑問や相談におこたえします。

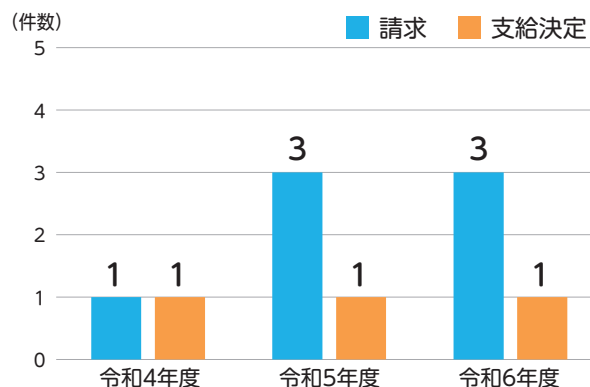
- 工作中にケガをしました。労災保険の請求方法を教えてください。
- 労災で仕事を休んだとき、賃金は補償されますか？
- パート・アルバイトでも労災の対象になりますか？
- 通勤途中で交通事故に遭った場合はどんな手続きが必要ですか？
- 「うつ病」や「過労死」が労災になるのはどんな場合ですか？



香川労働局における精神障害の 労災請求及び支給決定件数



香川労働局における脳・心臓疾患の 労災請求及び支給決定件数

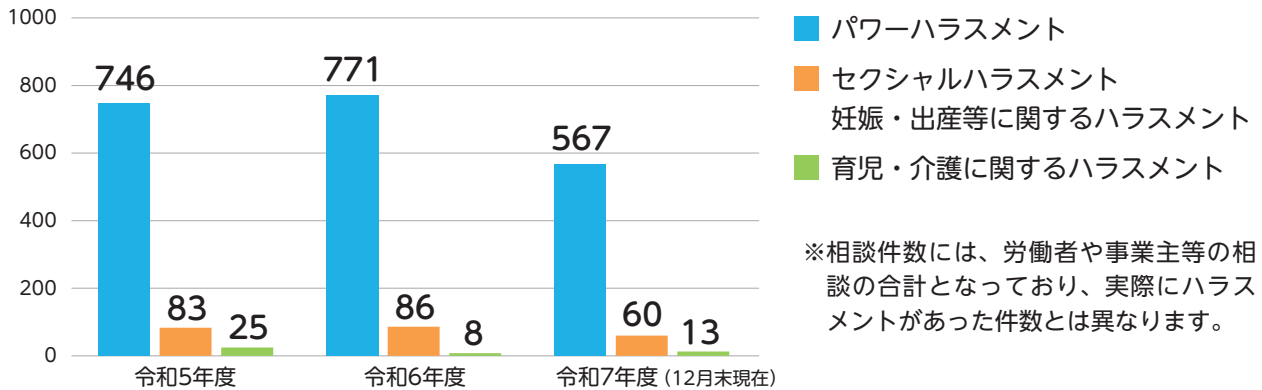


② 総合的なハラスメント防止対策の推進

(1) 職場におけるハラスメントに関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保

職場におけるハラスメントに関する相談の中でも、パワーハラスメントに関する相談は高止まりとなっています。

各種ハラスメントの相談件数の推移



パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し厳正な指導を実施すること等により、引き続き、法の履行確保を図ります。

また、適切なハラスメント防止措置が講じられるよう、事業主に対して、本省で委託する事業主・ハラスメント相談窓口担当者等向け研修やウェブサイト「あかるい職場応援団」の各種ツールの活用促進を図ります。



ハラスメント対策の総合サイト

あかるい職場応援団

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/> NOハラスメント



(2) カスタマーハラスメント対策及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の推進

令和7年6月に改正労働施策総合推進法等が成立し、事業主に対して、カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置が令和8年10月1日から義務付けられることとなったことを踏まえ、改正内容について労使に十分に理解されるよう周知に取り組むとともに、施行後は、カスタマーハラスメント防止指針や求職者等に対するセクシュアルハラスメント指針等に基づき、着実な履行確保を図ります。



(3) 職場におけるハラスメントに関する 周知啓発の実施

職場におけるハラスメントの撲滅に向け、例年12月に実施している「ハラスメント撲滅月間」を中心に、事業主等への周知啓発を実施します。改正労働施策総合推進法等の円滑な施行に向けて、改正内容について労使に十分に理解されるよう、労使団体等と連携して周知に取り組みます。



3 労働保険適用徴収業務の適正な運営

労災保険と雇用保険の総称である「労働保険」は、労働者の重要なセーフティネットとなることから、令和8年度は、①未手続事業一掃対策の推進、②収納未済歳入額の縮減、③電子申請の利用促進、の3点を重点として、労働保険制度の適正な運営に努めます。

①未手続事業一掃対策の推進

労働局、監督署及びハローワークで情報を共有し未手続事業を的確に把握し、労働保険未手続事業一掃業務受託者とも連携を図り、未手続事業一掃を効果的に推進します。

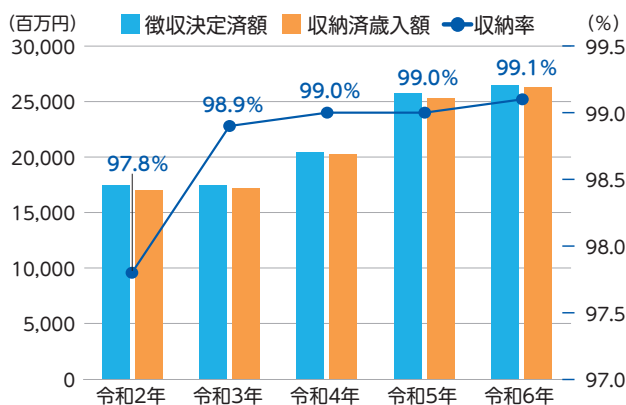
②収納未済歳入額の縮減

事業主等に対し労働保険制度の理解を促し、労働保険料等の自主的な申告・納付を推進します。その際、口座振替納付を勧奨し利用促進を図ります。滞納が生じた場合は、高額滞納事業主等を重点的に適正・実効ある滞納整理を実施します。

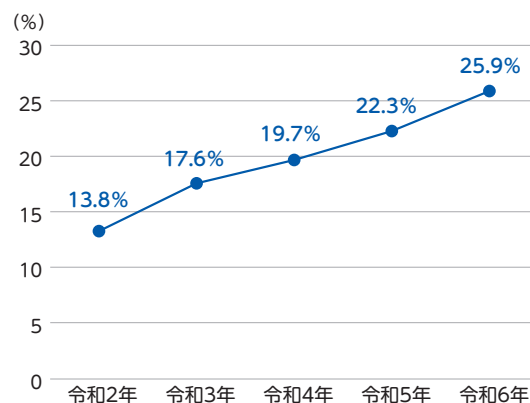
③電子申請の利用促進

労働保険年度更新時や労働保険成立時の機会における周知広報、関係団体に対する協力要請等を通じて電子申請の利用勧奨を実施します。

労働保険料の徴収状況



電子申請利用率



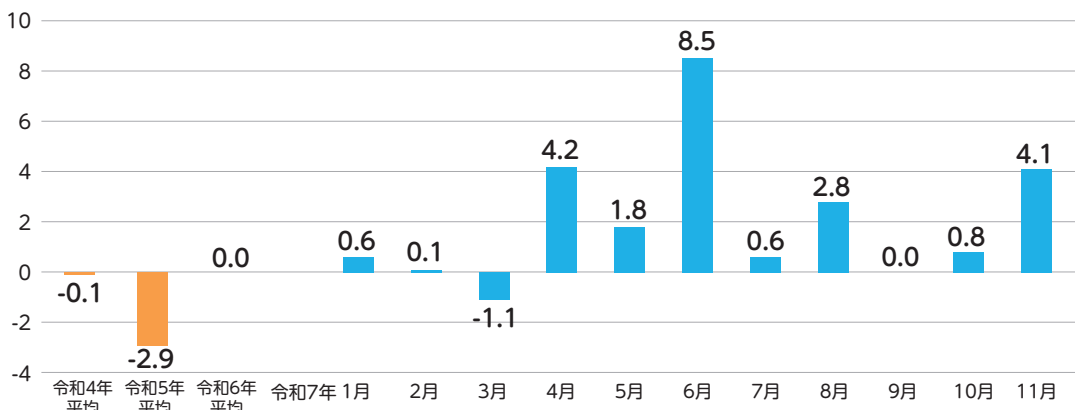
第5 賃金の引上げに向けた支援

香川県の実質賃金は、令和4～6年平均で前年度比マイナス～0.0%とプラスに転じていませんでしたが、令和7年は3月と9月を除きプラスとなっています。

多くの企業が最低賃金への対応及び人材確保のために賃上げに取り組んでいますが、中小企業・小規模事業者に対しては、賃上げと生産性向上のための設備投資を支援する業務改善助成金をはじめとした支援策の利活用を勧奨するとともに、賃上げの原資を確保するための価格転嫁対策の徹底及び取引適正化の推進に取り組むことが重要です。

また、働く人の生活を確保するためには、非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換を推進することも必要であり、同一労働同一賃金の遵守徹底やキャリアアップ助成金をはじめとした処遇改善のための支援が必要です。

香川県実質賃金指数 (現金給与総額・事業所規模5人以上)



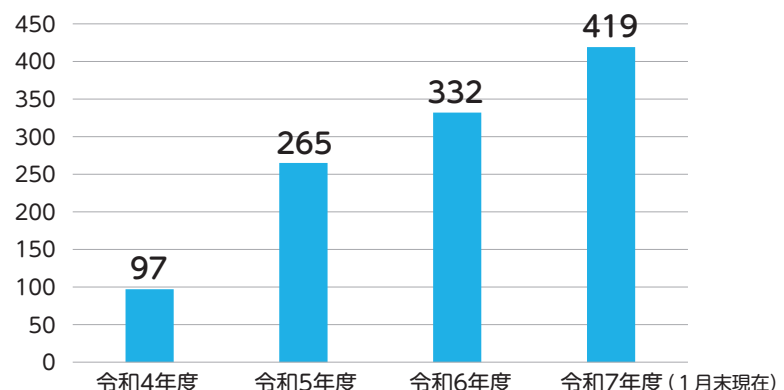
1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

(1) 賃金引上げに取り組む企業の生産性向上に向けた支援

生産性向上(設備・人への投資等)、非正規雇用労働者の処遇改善及びより高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の賃上げを支援する機運を醸成するために地方版政労使会議である「香川働き方改革推進会議」を開催します。

また、「賃上げ支援助成金パッケージ」について周知を行います。その際、企業が賃上げに取り組む目的や方法は多様であることを踏まえ、個々の企業が自らのニーズに沿った助成金を利用することができるよう、きめ細かな情報提供を行います。

業務改善助成金申請状況



さらに、「香川働き方改革推進支援センター」と連携し、事業者に対して、同センターが実施する個別相談やセミナーの活用を促します。

加えて、「価格転嫁の円滑化に関する協定」を締結している県内関係機関とともに、価格転嫁の円滑化に関する支援情報等や取引上の悩み等の相談窓口を周知し、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を、適切に価格転嫁することについての気運の醸成を図ります。

そのほか、中小企業等が賃上げの原資を確保できるような「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、政府一体となって取組を進めることとされているところであり、労働局及び監督署においても、最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備等の取組を行います。



香川働き方改革推進会議の様子

価格転嫁の円滑化に関する支援情報等



(2) 最低賃金制度の適切な運営

経済動向、地域の実情及びこれまでの香川地方最低賃金審議会の審議状況などを踏まえつつ、充実した審議が尽くせるよう香川地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。

また、最低賃金額の改定等につきましては、使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等の協力を得て、使用者・労働者等に周知徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を実施し、その履行確保を図ります。

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導の結果

	令和5年度	令和6年度
監督実施事業場数	171	211
最賃支払義務違反事業場数	18	24
違反率	10.5	11.4

地域別最低賃金

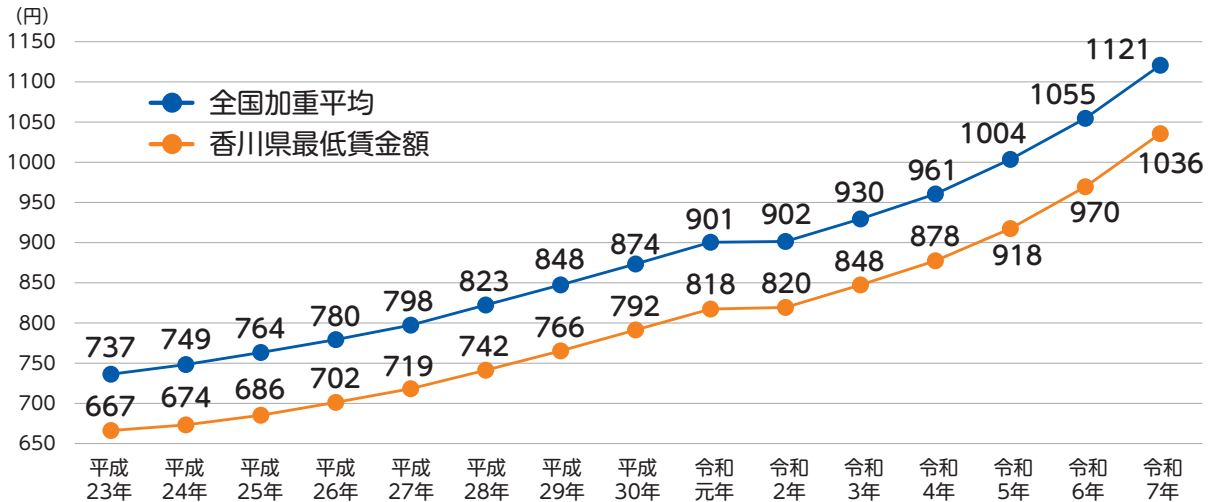
件名	最低賃金(時間額)	効力発生日
香川県最低賃金	1,036円	令和7年10月18日

特定最低賃金(産業別最低賃金)

件名	最低賃金(時間額)	効力発生日
香川県冷凍調理食品製造業最低賃金	1,036円 ※	令和7年10月18日
香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	1,158円	令和7年12月15日
香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	1,159円	令和7年12月28日
香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	1,090円	令和7年12月28日

※香川県冷凍調理食品製造業最低賃金については、改正諮問がなかったため香川県最低賃金が適用となります。

最低賃金額の推移



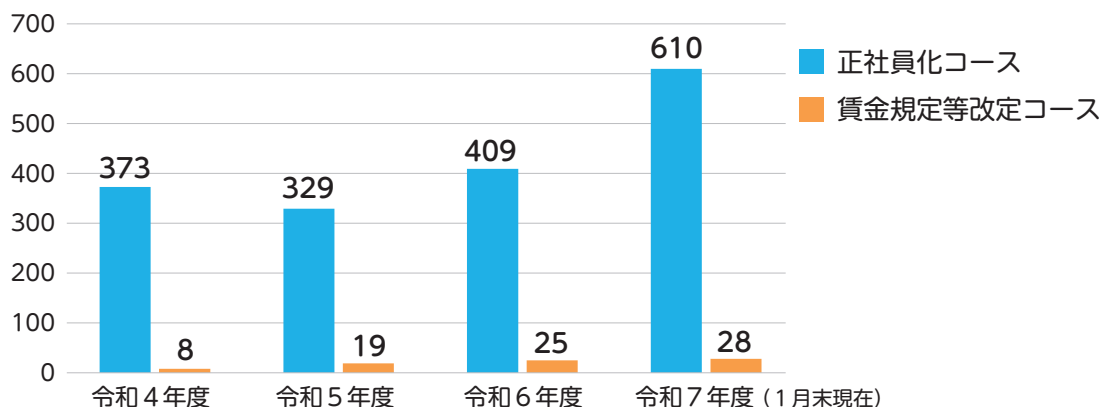
(3) 同一労働同一賃金の遵守の徹底

労働基準監督署による定期監督等において、同一労働同一賃金に関する確認を行い、短時間労働者、有期雇用労働者又は派遣労働者の待遇等の状況について企業から情報提供を受けることにより、雇用環境・均等室又は職業安定部等による報告徴収又は指導監督を効率的に行い、是正指導の実効性を高めます。また、労働基準監督署における集団指導等の場において不合理な待遇差の解消に向けた取組を要請するとともに、基本給・賞与について正社員との待遇差がある理由の説明が不十分な企業に対して点検要請を行い、あわせて、支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組を促します。これらの取組を総合的に行うことにより、同一労働同一賃金の遵守徹底を図ります。

(4) 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換を行う企業への支援

非正規雇用労働者の処遇改善や正社員（多様な正社員を含む。）への転換に取り組んだ事業主に対して支援を行うキャリアアップ助成金について、「正社員化コース」及び「賃金規定等改定コース」や、いわゆる「年収130万円の壁」への対応として令和7年7月に新設した「短時間労働者労働時間延長支援コース」などの各コースの周知、活用勧奨等を実施します。

キャリアアップ助成金申請状況



また、「香川働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において実施する個別相談やコンサルティング、セミナーの実施など、非正規雇用労働者の処遇改善や短時間正社員制度の導入等に向けたきめ細かな支援に連携して取り組みます。



● 香川労働局の組織と仕事 ●

香川労働局

総務部

総務課
TEL 087-811-8915

総務・会計などに関すること

労働保険徴収室
TEL 087-811-8917

労働保険の成立、保険料などの決定、徴収などに関すること

雇用環境・均等室

働き方改革、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援、パワハラや解雇、セクハラ・マタハラ等の相談、個別労働紛争の解決などに関すること

TEL 087-811-8924
[総合労働相談コーナー専用] TEL 087-811-8916

労働基準部

監督課
TEL 087-811-8918

事業場の監督指導、労働基準法などに関すること

健康安全課
TEL 087-811-8920

労働災害の防止、特定機械の検査、免許証交付などに関すること

賃金室
TEL 087-811-8919

最低賃金、賃金統計、家内労働などに関すること

労災補償課
TEL 087-811-8921

労災保険給付、社会復帰の促進などに関すること

職業安定部

職業安定課
TEL 087-811-8922

職業紹介・指導、雇用保険などに関すること

需給調整事業室
TEL 087-806-0010

労働者派遣事業、民営職業紹介事業などに関すること

職業対策課
TEL 087-811-8923

高齢者・障害者の雇用などに関すること

訓練課
TEL 087-804-8900

求職者支援制度、ジョブカード、ハロートレーニングなどに関すること

助成金センター

助成金などに関すること

TEL 087-823-0505

香川労働局、労働基準監督署の所在地と管轄

■香川労働局、高松労働基準監督署



【香川労働局】

■所在地 〒760-0019 高松市サンポート 3-33
高松サンポート合同庁舎
北館3階 総務部、労働基準部、職業安定部
北館2階 雇用環境・均等室
■電話番号 087-811-8915《総務部代表》

《助成金センター》

■所在地 〒760-0019 高松市サンポート 2-1
高松シンボルタワー タワー棟 12階
■電話番号 087-823-0505

【高松労働基準監督署】

■所在地 〒760-0019 高松市サンポート 3-33
高松サンポート合同庁舎北館2階
■TEL 087-811-8945《代表》
■監督署の 高松市（国分寺町を除く）、香川郡、
管轄区域 木田郡、小豆郡

《小豆島駐在事務所》

■所在地 〒761-4104 小豆郡土庄町甲 6195-11
（ハローワーク土庄 北隣り）
■TEL 0879-62-0097

■丸亀労働基準監督署

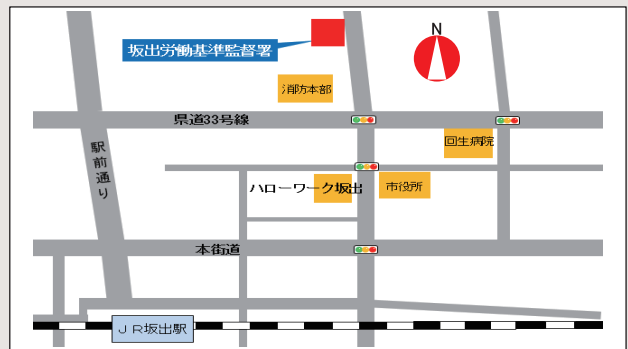
〒763-0034 丸亀市大手町 3-1-2
TEL 0877-22-6244



管轄区域：丸亀市（綾歌町、飯山町を除く）、
善通寺市、仲多度郡

■坂出労働基準監督署

〒762-0003 坂出市久米町 1-15-55
TEL 0877-46-3196



管轄区域：坂出市、綾歌郡、高松市のうち国分寺町、
丸亀市のうち綾歌町、飯山町

■観音寺労働基準監督署

〒768-0060 観音寺市観音寺町甲 3167-1
TEL 0875-25-2138



管轄区域：観音寺市、三豊市

■東かがわ労働基準監督署

〒769-2601 東かがわ市三本松 591-1 3階
TEL 0879-25-3137

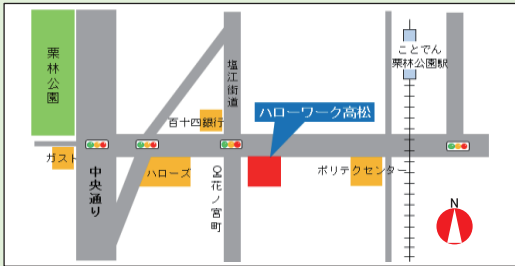


管轄区域：さぬき市、東かがわ市

公共職業安定所(ハローワーク)の所在地と管轄

■ハローワーク高松

〒761-8566 高松市花ノ宮町 2-2-3
TEL 087-869-8609



管轄区域：高松市、香川郡、木田郡

■ハローワーク高松しごとプラザ高松

〒760-0029 高松市丸亀町13-2 1~2階
TEL 087-823-8609



管轄区域：高松市、香川郡、木田郡

■ハローワーク丸亀

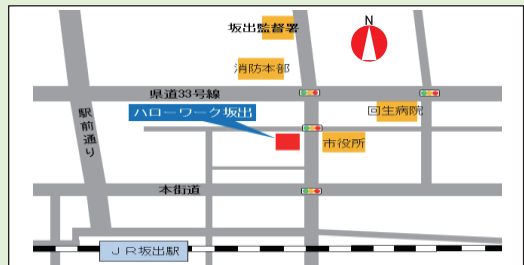
〒763-0033 丸亀市中府町 1-6-36
TEL 0877-21-8609



管轄区域：丸亀市、善通寺市、仲多度郡

■ハローワーク坂出

〒762-0001 坂出市京町 2-6-27 2階
TEL 0877-46-5545



管轄区域：坂出市、綾歌郡

■ハローワーク観音寺

〒768-0067 観音寺市坂本町 7-8-6
TEL 0875-25-4521



管轄区域：観音寺市、三豊市

■ハローワークさぬき

〒769-2301 さぬき市長尾東 889-1
TEL 0879-52-2595



管轄区域：さぬき市

■ハローワークさぬき東かがわ出張所

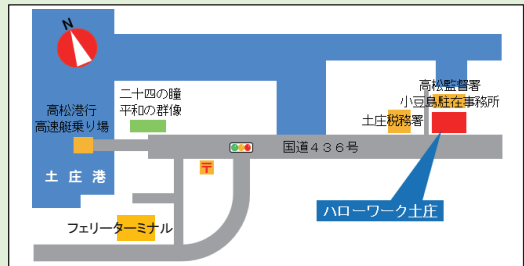
〒769-2601 東かがわ市三本松 591-1 1階
TEL 0879-25-3167



管轄区域：東かがわ市

■ハローワーク土庄

〒761-4104 小豆郡土庄町甲 6195-3
TEL 0879-62-1411



管轄区域：小豆郡